

四国中央市飲食業者等激励給付金に関する
よくあるお問い合わせ

令和2年10月8日版

質 問	回 答
支給対象者	
飲食業とは何を指しますか。	本給付金における飲食業の定義は日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)大分類一宿泊業、飲食サービス業のうち中分類 76 - 飲食店に該当する事業をいいます。
飲食店とはどこまでを指しますか。食品を販売していますが対象になりますか。	飲食店とは、日本標準産業分類に基づく飲食店を指し、 <u>店内で客に飲食させることを主たる事業とする店舗</u> を指します。食品の販売(スーパー、コンビニ等)は小売業になりますので、対象となりません。
飲食店の支給対象者を知りたいです。	食品衛生法第52条の規定により飲食店営業、喫茶店営業の許可を受け、なおかつ店内に客席を設け、専ら客に飲食をさせる事業者が支給対象となります。
スナック・バーを営業していますが、対象となりますか。	食品衛生法第52条の規定により飲食店営業の許可を受け、店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていれば対象となりますが、風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」に該当すれば対象外となります。
ケーキ小売店の一角に飲食スペースを設けていますが、対象となりますか。	食品衛生法第52条の規定により飲食店又は喫茶店営業の許可を受け、店舗内に専用の飲食スペースを有して営業を行っていれば対象となります。
「イートインコーナー」を設置しているコンビニ等は対象となりますか。	コンビニ・スーパーにおいては、そもそも買った食料品等を店舗内で食べることから、また産業分類上は小売業とみなし対象外となります。
露店商を営んでいますが、対象となりますか。	専ら飲食の用に供する常設の客席を備えた店舗を対象にしているため、該当しません。加えて、産業分類上は小売業とみなされるため該当しません。
キッチンカー等は対象とならないのですか。	営業所在地が四国中央市内に限定されないため対象外となります。
店内飲食ではなく、持ち帰り専門店ですが対象となりますか。	店内に客席を設け、専ら客に飲食をさせる飲食店を対象としており持ち帰り専門店を対象となりません。 また、待ち時間や休憩用のベンチ設置のみでは店内飲食の店舗とはみなしません。

<p>NPO法人は申請することは可能ですか。</p>	<p>中小企業法第2条1項に規定する中小企業者及び個人事業主が対象となるため、NPO法人は対象外となります。そのほか、医療法人、社会福祉法人、学校法人等につきましても、対象外となります。</p>
<p>漁協でレストランを営業していますが、対象となりますか。</p>	<p>漁業協同組合については、中小企業等組合法に基づく組織となるため今回の給付対象とはなりません。</p>
<p>宿泊施設直営のレストラン(食堂)は対象になりますか。</p>	<p>宿泊者に限って食事を提供している場合は、宿泊に付随するサービスの一つとしてとらえ、今回の飲食店を対象とする給付金の支給対象とはなりません。</p>
<p>なぜ飲食・理・美容業が対象となるのですか。</p>	<p>これらの業種は、いずれも市民生活に必要な不可欠な生活衛生関連のサービスを提供しており、公衆衛生の見地からも市民の日常生活に密接に関係しているところから、支援を行うことで経営の安定化を図って頂き、衛生水準の維持向上により市民生活の安定に寄与していただきたいと考えております。</p>
<p>住民登録は市外ですが、四国中央市で飲食店を営んでいます、対象となりますか。</p>	<p>個人事業主の方は住民登録が市内にあることを要件としていますので、市外に住民登録があるかたは対象となりません。 他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせ下さい。</p>
<p>法人の本店は市外にありますが、四国中央市内に店舗を構えています、対象となりますか。</p>	<p>本店が市内にあることを要件としており今回は対象となりません。 他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせ下さい。</p>
<p>同一店舗で、昼と夜において、別の事業主がそれぞれの飲食店を営んでいます、事業主ごとに支給を受けることは可能ですか。</p>	<p>それぞれで要件を満たせば事業者ごとに対象となります。</p>
<p>個人事業主とは何を指しますか。</p>	<p>法人を設立せず個人で事業を行い、事業所得の申告をしている事業者。</p>
<p>追加対象業種の選定理由について</p>	<p>今回は主に療術業をはじめ顧客との密接な接触を避けることが難しい業種に限定しています。</p>
<p>なぜクリーニング所が対象となるのですか。</p>	<p>市民生活に必要な生活衛生関連のサービスを提供しており、コロナウイルス感染症により経営にその影響が大きいと判断し、支援が必要な対象業種としています。</p>

<p>なぜあん摩はり灸マッサージ等が対象となるのですか。</p>	<p>これらの業種は、市民の健康増進につながるサービスを提供しており、コロナウイルス感染症により経営にその影響が大きいと判断し、支援が必要な対象業種としています。</p>
<p>ヨガサロンを運営していますが対象となりますか。</p>	<p>事業の特性上、施術の際に顧客の体に直接触れる業務や、濃厚接触を避けられない事業者を支援するものです。 フィットネスクラブ等の場合は、適切な対策を講じることにより、顧客との直接の接触を避けることが可能と考えられるため、対象外としております。</p>
<p>支給要件について</p>	
<p>なぜ、令和元年度の市税に滞納があれば対象外なのですか。支援措置なので全てに給付すべきではないでしょうか。</p>	<p>市独自の施策であり、市民の皆さんが納めた税金から給付金を支給するという考えから、少なくとも直近年度までの滞納がないことを条件としています。</p>
<p>令和元年度の市税について、徴収猶予を受けていますが、対象となりますか。</p>	<p>市税を滞納していないことが交付の要件となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で「徴収猶予」の特例制度の適用を受けられている場合は、対象となります。</p>
<p>店舗の規模は関係ありますか。</p>	<p>収容可能人数、面積等の店舗の規模は要件としていません。</p>
<p>中小企業の代表取締役と個人事業主の2つの肩書がありますが、それぞれ申請が可能ですか。</p>	<p>法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別々に行っている場合は、それぞれ対象となります。</p>
<p>私は複数の法人を運営していますが、給付金は法人毎に申請できますか。</p>	<p>法人格が別の場合、法人毎に申請できます。</p>
<p>5月から開業した場合はどうなりますか。</p>	<p>本給付金は新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた事業者を対象としており、令和2年4月16日時点までの営業実績があることが基準であるため、4月16日以降に開業した場合は本給付金の対象外となります。</p>

市内で複数店舗を営業しているが、支給対象はどうなりますか。	複数店舗を営業している場合も、金額は同じ(一律)としておりますので、ご理解願います。ただし、同一の事業であっても、代表者が異なり、経営が異なる場合(法人登記が別々の場合)、それぞれが対象となります。
市内で飲食店と美容室を営んでいます。支給額はどのようになりますか。	複数業種が対象となった場合も、1事業者につき1回の申請(10万円)としておりますので、ご理解願います。
その他について	
申請方法について教えてください。	申請書類を四国中央市の公式ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、「郵送」にて提出してください。 なお、ダウンロードが困難な場合には、担当課までご連絡いただければ、申請書類等を郵送で送付させていただきます。 来庁希望の方は電話にて事前予約をお願いします。(産業支援課:28-6186)
本人確認の運転免許証の写しは表面だけで良いでしょうか。	住所変更がある場合等裏面にも記載がある場合は、裏面の写しも必要です。
営業許可書無しで申請可能ですか。	営業許可書は重要な確認書類ですので必ず添付してください。どうしても見当たらない場合は四国中央保健所(衛生環境課0896-23-3360)にご相談ください。
営業許可証はプレートの写真でもよいですか。	営業許可証の場合は紙で交付されたもののコピーをお願いします。
営業していることがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	直近の確定申告書の写し(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。ない場合はその控えでも構いません。)または住民税申告書の写しを提出してください。 開業後、間もないため確定申告書がない場合は、「税務署に提出した法人設立届出書」又は「個人事業の開業届出書の写し」など開業していることが分かる書類のいずれかを提出してください。
2019年以前から事業を実施していますが確定申告はしていません。しかし台帳や領収書等で年間の売上は証明できます。それらの書類で申請を受付けてくれないでしょうか。	2019年以前に事業を開始した方に関しては給付対象者の要件として、確定申告等税務申告をしていることという条件がありますので、台帳や領収書だけでは申請を受付けることはできません。

<p>確定申告書は全部のページをコピーする必要がありますか。</p>	<p>申告者名、店舗名、昨年の収入が記載されたページのみで構いません。</p>
<p>確定申告をe-Taxで行っていて確定申告書に収受印がありません。どのようにすればいいですか。</p>	<p>確定申告書の写しに、「受信通知メール」を添付してご提出ください。また、税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていることが必要です。</p>
<p>営業の形態がわかる書類は、何を提出すればよいのですか。</p>	<p>施設の外観写真(外観写真は社名や店舗名入りのもの)1点以上及び内観写真1点以上(内観写真は椅子、机等飲食スペースが確認できるもの)を提出してください。</p>
<p>郵送した申請書に不備があった場合は、再度、訂正して郵送するのですか。</p>	<p>原則、申請書の記載内容に不備があった場合には再提出をお願いすることになりますが、事業資金等が必要な方には一刻も早く、かつ、正確に給付することを念頭に、申請書に記載いただく内容は簡易なものとし、市ホームページに申請書と併せて記載例も掲載しております。</p>
<p>申請に係る相談や手続きにあたり、窓口に出向くことはできないのですか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、郵送での申請手続きをお願いしております。相談などに関しましては、電話にて担当課までお問合せいただければ対応させていただきます。 しかしながら、状況により、窓口での対応を望まれる場合には、感染防止対策を講じたうえで、時間を決め、対応していきたいと考えております。</p>
<p>窓口で説明を受けながらの記入などは可能ですか。</p>	<p>来庁での申請を希望する場合は、お電話にて事前予約のうえ、来場時には必ず必要書類を揃えた状態で来て頂きますようご協力よろしくお願いたします。</p>
<p>個人で飲食店を営んでいるが、事業主以外の申請は可能ですか。</p>	<p>申請は、法人(代表者)、個人事業者ともに、本人による申請が必要です。</p>
<p>国や県の協力金との併用はできますか。</p>	<p>併用できます。他の支援金等が、四国中央市の支援金・補助金と併給可能かについては、制度を運用する自治体等にご確認ください。</p>
<p>支給は、現金でも可能ですか。</p>	<p>支払は、現金手渡しでは行いません。申請者が指定する金融機関の口座へ振り込みます。</p>
<p>支給までどのくらいの時間がかかりますか。</p>	<p>申請書類に不備がなければ、申請書の受理後、概ね3週間程度で支給します。</p>

支給された給付金の使途に制限はありますか。	使途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広く活用してください。ただし、虚偽の申請等が発覚した場合や暴力団排除条例に抵触していることが確認された場合、給付金を返還していただきます。
申請は窓口でも可能ですか。	新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、郵送での申請にご協力ください。
申請書の書き方がわからないのですが、どうしたらいいですか。	ホームページ内にあります、記載例を参考に記載してください。不明な点は、産業支援課28-6186まで電話にてお問い合わせください。
申請書類が不備なく受理されたかどうかを知りたいです。	書類を確認後、不備がなければ、給付金の交付に関する決定通知書を申請者の住所地に送付します。不備があれば電話等でお問合せする場合があります。
申請後、支給されるかどうか、どのようにしてわかりますか。	申請書等の提出書類の確認後、支給（または、不支給）の決定通知書を送付いたします。
事業が継続できなかった場合のペナルティはありますか。	経営継続のため、努力をなされてなお、事業継続ができなかった場合はやむを得なかったものと判断しますが、申請時から事業継続の意思がなかったと判断される場合は給付金返還の対象となり得ます。
給付金は、課税の対象になりますか。	現時点においては原則課税対象ですが、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。詳しくは、税務署までご相談ください。